

日時：令和元年 11 月 19 日（火）

午後 4 時 00 分から 6 時 00 分まで

場所：産業貿易センタービル地下 1 階 B102 号室

第 44 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 福祉のまちづくり推進事業の経緯について

【資料 1】

3 会長及び副会長の選出

4 議事

- (1) 横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定及び小委員会の設置について 【資料 2】
- (2) ホテル又は旅館の客室に関する基準等の改正について（建築物） 【資料 3】
- (3) 運用改善を目的とした基準等の改正について（建築物） 【資料 4】
- (4) 公共交通機関の施設の基準改正について 【資料 5】

5 報告

車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置について

【資料 6】

6 その他

《配付資料》

資料 1 横浜市福祉のまちづくり 事業開始から現在までの経緯

資料 2 横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について

資料 3 ホテル又は旅館の客室に関する基準等の改正について（建築物）

資料 3-1 施設整備マニュアル [建築物編]（案）

資料 4 運用改善を目的とした規則改正及び施設整備マニュアルの改正の検討について
（建築物）

資料 5 公共交通機関の施設の基準改正について

資料 5 別紙 整備基準の改正内容等（公共交通機関の施設）

資料 6 車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置について

資料 6-1 横浜市記者発表資料（令和元年 5 月 30 日）

参考資料 1 横浜市福祉のまちづくり推進会議について

参考資料 2 横浜市福祉のまちづくり条例

参考資料 3 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

参考 横浜市福祉のまちづくり推進指針 概要版

横浜市福祉のまちづくり 事業開始から現在までの経緯

昭和49年 福祉の風土づくり運動スタート

推進母体として「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を設置

<基本理念>

「高齢者・子供・障害者等すべての市民が生活し、活動できる横浜市」の実現

昭和50年 「福祉のモデル地区」事業を開始

地域社会に福祉の芽を育てる環境づくりを行うため、福祉講座を中心とした事業を開始。
福祉の風土づくり推進事業「基本理念」制定…風土づくりはソフト・ハードの両輪で展開

昭和52年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 制定

障害者をはじめ高齢者、幼児等だれもが安心して行動できる福祉のまちづくりを進めるため、福祉整備基準を設け、施設管理者の協力を受け整備促進。

（※現在の「施設整備マニュアル」の前身）

昭和53年 「重点整備地区事業」を開始（区と連携した地域づくりをスタート）

福祉のまちづくりを推進するため、1区1地域を3か年指定し、市民利用施設や公園、道路等を計画的に整備する。（※「重点推進地区事業」のハード面に特化した事業）

昭和56年 市社会福祉協議会と事業の連携を行う

福祉のモデル地区、福祉講座を地区の社会福祉協議会へ移管し地域への運動の広がりを図る。

昭和62年 「重点整備地区」に指定された区の中から「啓発重点区」を位置づける

区の特性を生かした福祉広報の充実のため、重点整備地区に指定された区を位置づけ、福祉イベントを中心に3か年活動。ソフトとハードが一体となったまちづくりを開始。

平成2年 ○重点整備地区事業を区主体に転換

○駅のエレベーター設置に補助

平成3年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 改定

高齢化社会の進展や大規模開発事業への対応、日常生活上の施設の整備促進等のため。

平成4年 推進指針の福祉整備基準を一部取り入れた「市建築基準条例」改定

平成5年 ゆめはま 2010 プラン長期ビジョン確定 → 福祉のまちづくり条例制定について明文化

平成7年 「横浜市福祉のまちづくり検討委員会」を設置

横浜市における今後の福祉のまちづくりのあり方を検討するため、市民・事業者・学識経験者・行政職員で構成して発足。

検討委員会の「横浜市における福祉のまちづくりのあり方について(提言)」を受け条例制定。

<条例の基本的性格について>

(1) (中略) 横浜に住み暮らす人、訪れる人、全ての人にとって等しく利益が得られるものとして、その精神を高らかに宣言すべきである

(2) 障害者、高齢者等を対象とした特別の法制度ではなく、すべての人にとって安心、安全なまちづくりにつながるものとして、(中略) 整備内容を位置づけるべきである。

平成9年 横浜市福祉のまちづくり条例 施行

<基本理念>

(1) 基本的人権の保障とノーマライゼーション

(2) 生活者主体の視点による福祉のまちづくり

(3) 協働によるまちづくり

平成11年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」発行(平成11~22年)

2010年に目指す都市像(長期目標)及び2001年までの短期目標(平成11~13年)を示す

○関内駅周辺重点推進地区事業開始(平成11~16年度末)

平成14年 磯子駅周辺重点推進地区事業開始(平成14~16年度末)

平成15年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定(平成14年~18年)

…2006年までの短期目標「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

平成16年 ○鶴見寺尾地区重点推進地区事業開始(平成16~19年度末)

○青葉台駅周辺重点推進地区事業開始(平成16~19年度末)

平成17年 ○金沢文庫駅周辺重点推進地区事業開始(平成17~19年度末)

平成19年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定(平成19年~22年)

…2010年までの短期目標「さあ、行動しよう!福祉のまちづくり」

○中川駅周辺重点推進地区事業開始(平成19~22年度)

平成20年 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正

…平成18年に制定されたバリアフリー法(ハートビル法と交通バリアフリー法の統合)を受けて、整合性を図るため。

平成23年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」発行（平成23～27年度）

平成23年～「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に向けた検討

- ◆小委員会：条例改正関係 … 条例の前文作成・検討、市民参画について
福まち推進関係 … 表彰制度の導入検討、福祉教育の進め方について
- ◆専門委員会：福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化、用途の追加、対象施設等のわかりにくさの解消、整備基準について

平成24年 改正「横浜市福祉のまちづくり条例」公布

【主な改正点】

- ・福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化
- ・福祉のまちづくり条例の理念を明文化
- ・市民参加の確保を規定

平成25年7月 一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布

【主な改正点】

- ・建築物全般の整備基準の見直し
- ・子育て世代に配慮した設備規定を追加
- ・共同住宅の整備基準の見直し
- ・2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成25年10月 一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（道路・公園）公布

【主な改正点】

- ・道路と公園の整備基準の整理、見直し
- ・表示板と適合証を新様式に変更

平成26年1月 「横浜市福祉のまちづくり条例」、「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」施行

平成27年～ 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定に向けた検討

平成28年3月 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」発行（平成28～32年度）

平成29年～ 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定に向けた検討
…「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を受けて整合性を図るため

平成30年12月 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定（増補版発行）

【主な改正点】

- ・多機能トイレの利用者集中を解消するための考え方を追加
- ・ホテル又は旅館の客室について、バリアフリーに配慮した「一般客室」やバリアフリー改修方法についてのコラムを追加

建築物移動等円滑化基準及び指定施設整備基準の一部改正に向けた検討開始
…バリアフリー法政令に規定する「ホテル等の車いす利用者用客室の設置基準」改正を受けて整合性を図るため

第12期（令和元～3年）福祉のまちづくり推進会議で検討していただく主な課題

- ・運用上の課題解決に向けた福祉のまちづくり条例の基準及びマニュアル等の改正
- ・公共交通機関の施設の基準及びマニュアル見直し
- ・「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定
- ・思いやりや譲り合いの気持ちの醸成のための福祉教育の充実 等

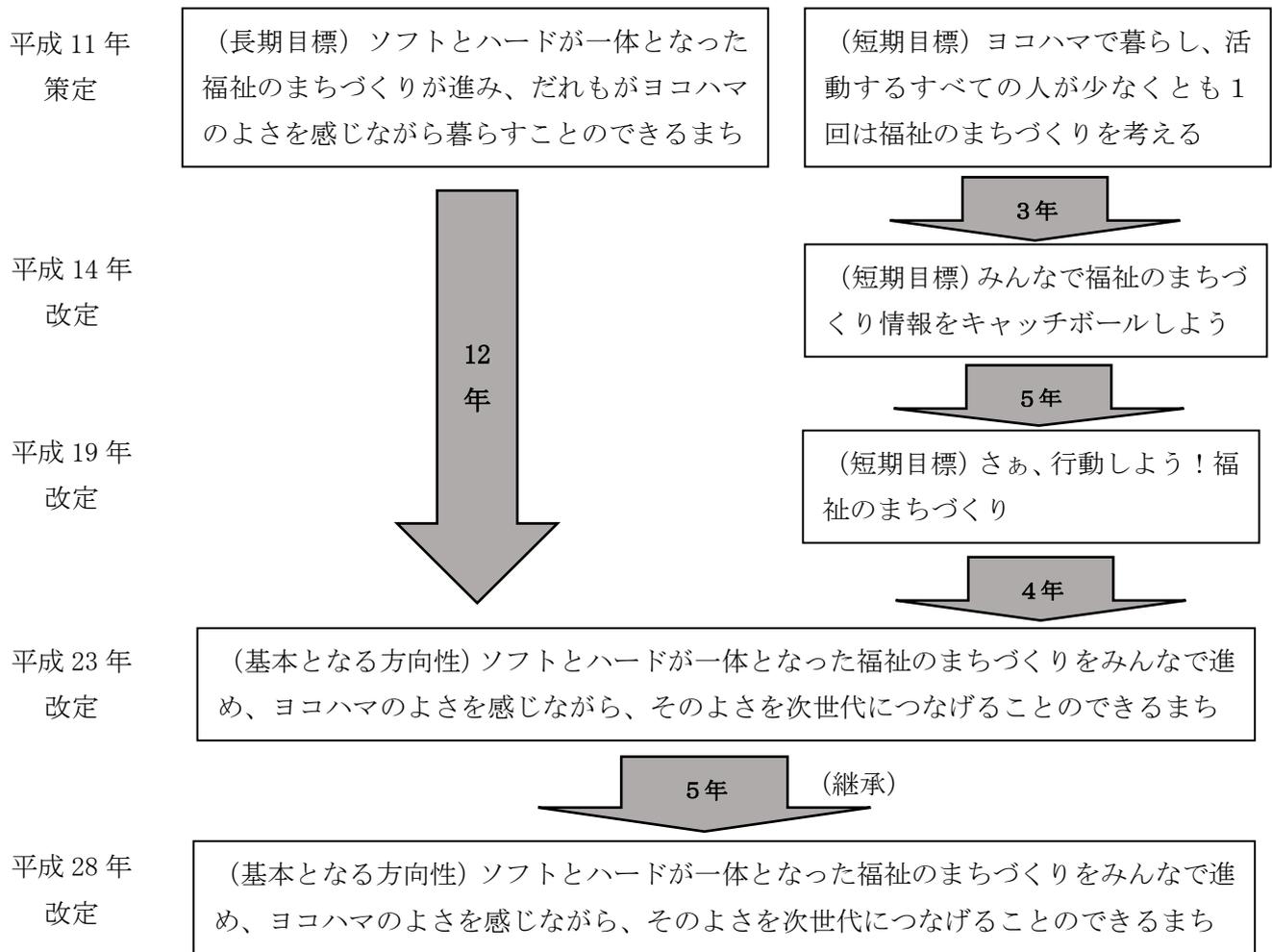
横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について

1 推進指針の概要

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年条例第 90 号。以下「条例」といいます。）第 12 条に基づき、策定しています。

条例（指針の策定）
第 12 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。
2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
（1）福祉のまちづくりに関する目標
（2）福祉のまちづくりに関する施策の方向
（3）市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
（4）前 3 号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
3 略

2 制定及び改定の経緯



3 検討の進め方

推進指針の具体的な内容については、福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会で検討し、推進会議に諮ります（「参考資料1」参照）。小委員会の設置については、条例第7条第3項及び福祉のまちづくり推進会議運営要綱（以下「要綱」といいます。）第6条に定められています。

条例（設置）

第7条 略

2 略

3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

要綱（小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2～7 略

推進指針の期間が令和2年度までとなっているため、次期推進指針策定のための検討を元年度から2か年にかけて行います。

4 策定スケジュール（予定） ※ 下線部が第43回推進会議でお示しした策定スケジュールから変更になった箇所です。

令和元年度

- 6月11日 第43回推進会議（次期推進指針の策定に向けた検討を始めることを報告）
- 6～10月 事務局にて現行推進指針の課題、次期推進指針で取り組むべきこと等を整理
- 11月 第44回推進会議（小委員会の設置）
- 1月 第57回小委員会（現行推進指針の振り返り、評価等）
- 2～3月 関係団体へのヒアリング、市民向けアンケートの項目となる要素の整理

令和2年度

- 4月 市民向けアンケートの実施
 - 5月 第58回小委員会（次期推進指針の骨子について）
 - 7月 第59回小委員会（次期推進指針の素案について）
 - 8月 第45回推進会議（小委員会で検討した素案の承認）
 - 9月 素案に対する市民意見公募の実施
 - 10月 第60回小委員会（市民意見公募の結果、次期推進指針の原案について①）
 - 11月 第61回小委員会（次期推進指針の原案について②）
 - 12月 第46回推進会議（市民意見公募の報告、原案の承認）
- 原案作成後は、本市において次期推進指針を確定し、周知を検討
- 3月 次期推進指針を公表

福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 原稿案
(令和元年 11 月 19 日時点)

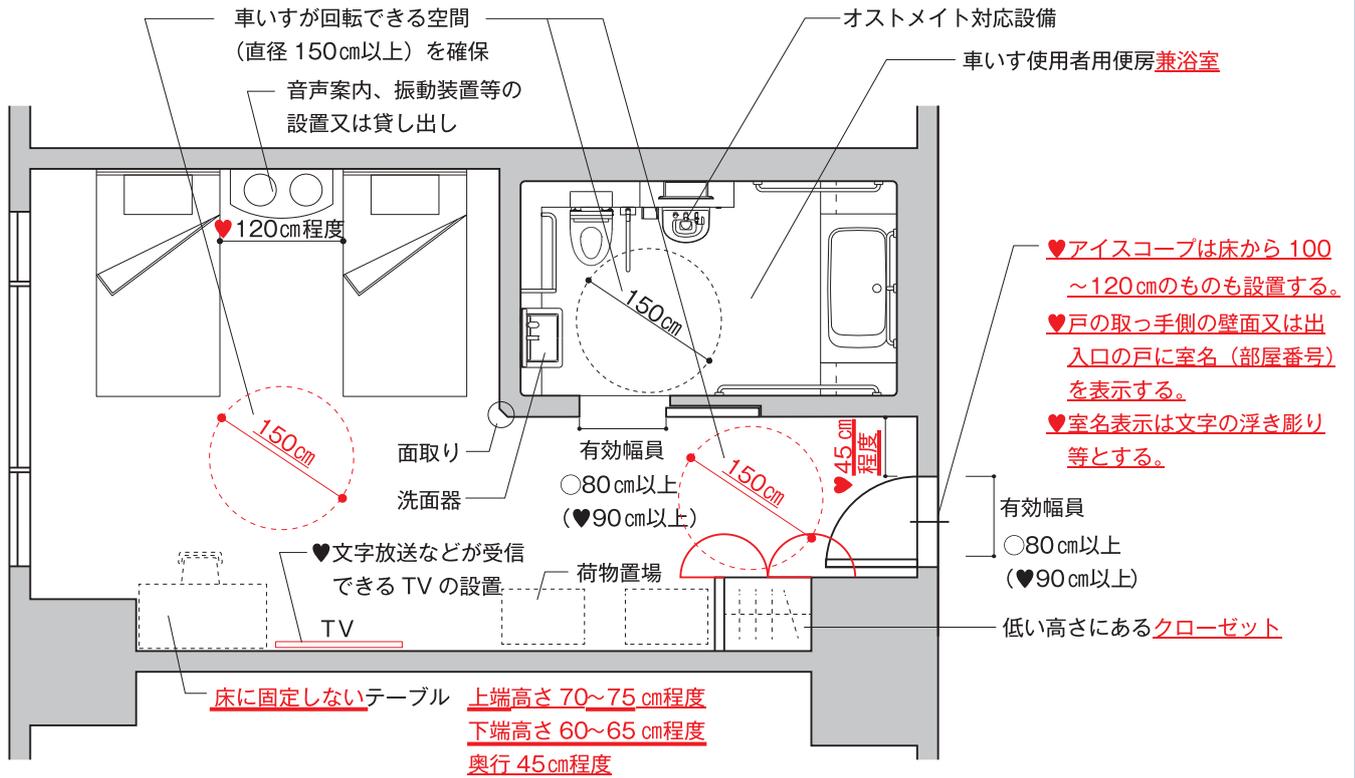
※細い下線…増補版（平成30年12月発行）での修正箇所
太い下線…今回修正箇所

基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>客室のうち客室の総数の100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。</u>	<u>客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。</u>	11-1
(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7) 車いす使用者用便房を設けること。	同左	
(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
a 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	

図11-1 ツインルームの例



車いす使用者用客室の設置数

整備基準 11-(1)

- ♥ 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- ♥ 客室が200以下の場合には客室総数の2パーセント以上、客室が201以上の場合には1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ♥ 客室のバリアフリー化に伴って駐車施設の設置数も検討することが望ましい。

客室の出入口

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

- ♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

客室及び便房の出入口の有効幅員

整備基準 11-(2)-ア-(1)-a

- ♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

便房の戸

整備基準 11-(2)-ア-(1)-b

- ♥ 聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を設置することが望ましい。

車いす使用者が回転できる空間

整備基準 11-(2)-ウ

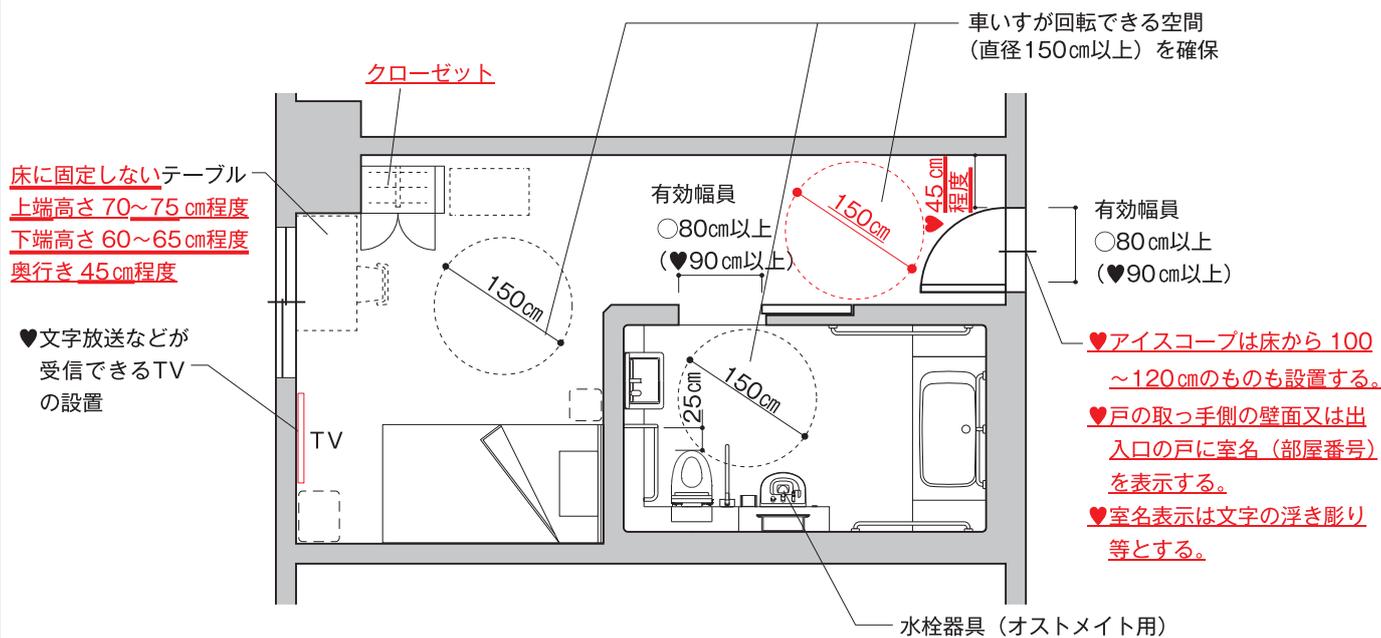
- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース（原則として150cm以上の円）を設けることが基本である。

車いす使用者の声

- ・ 障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- ・ 車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
- ・ 車いす使用者用客室の浴室は、介助者も想定されるため十分なスペースを設けてもらうと、安全に入浴できます。
- ・ 車いす使用者用便房はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共用浴室等と同じ階にもあると助かります。



図11-2 シングルルームの例



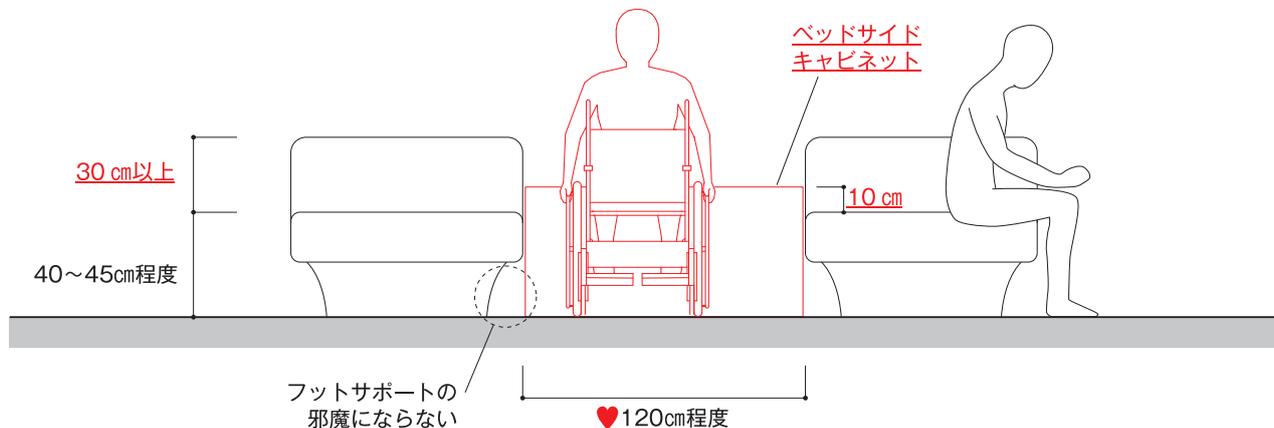
テレビの設置

♥ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

浴槽

⇒「10 浴室、シャワー室又は更衣室」を参照

図11-3 ベッドの高さ、間隔の整備例

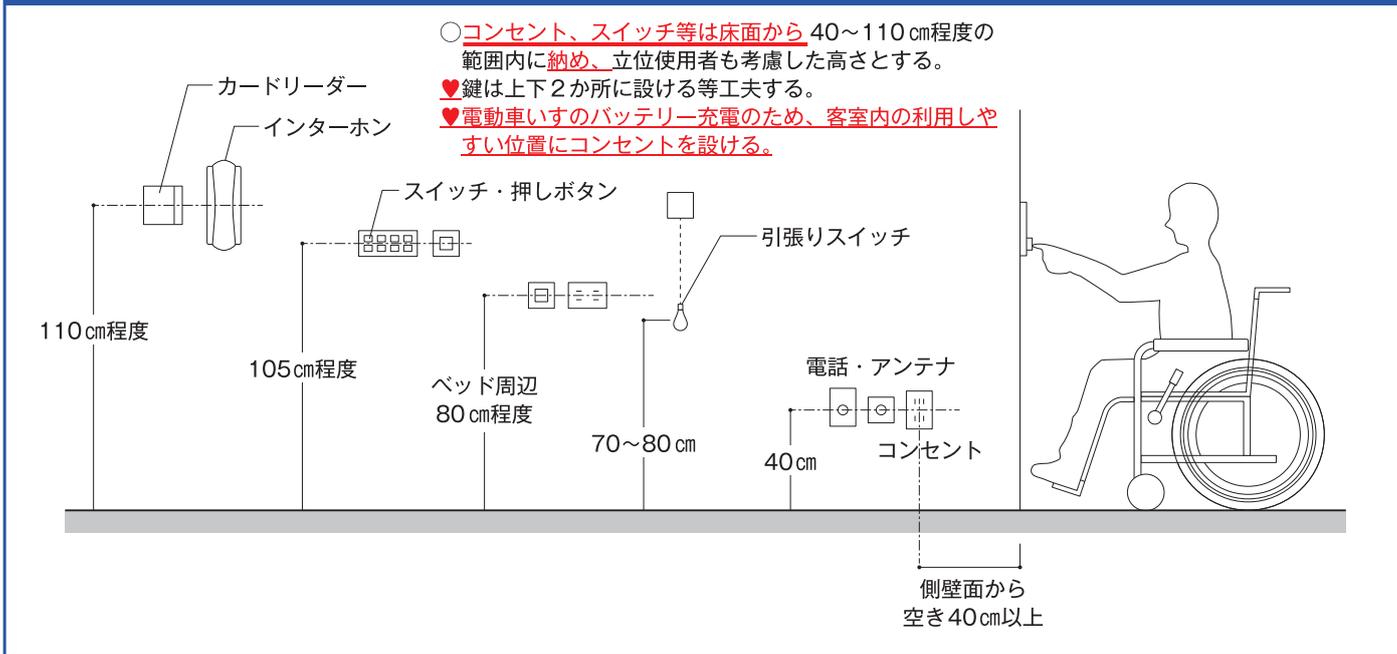


ベッドの高さ

整備基準 11-(2)-エ-(7)

- 車いすの座面の高さに合わせ、原則として、40~45cm程度とする。
- ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ♥ 客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保する。
- ♥ 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドやベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例

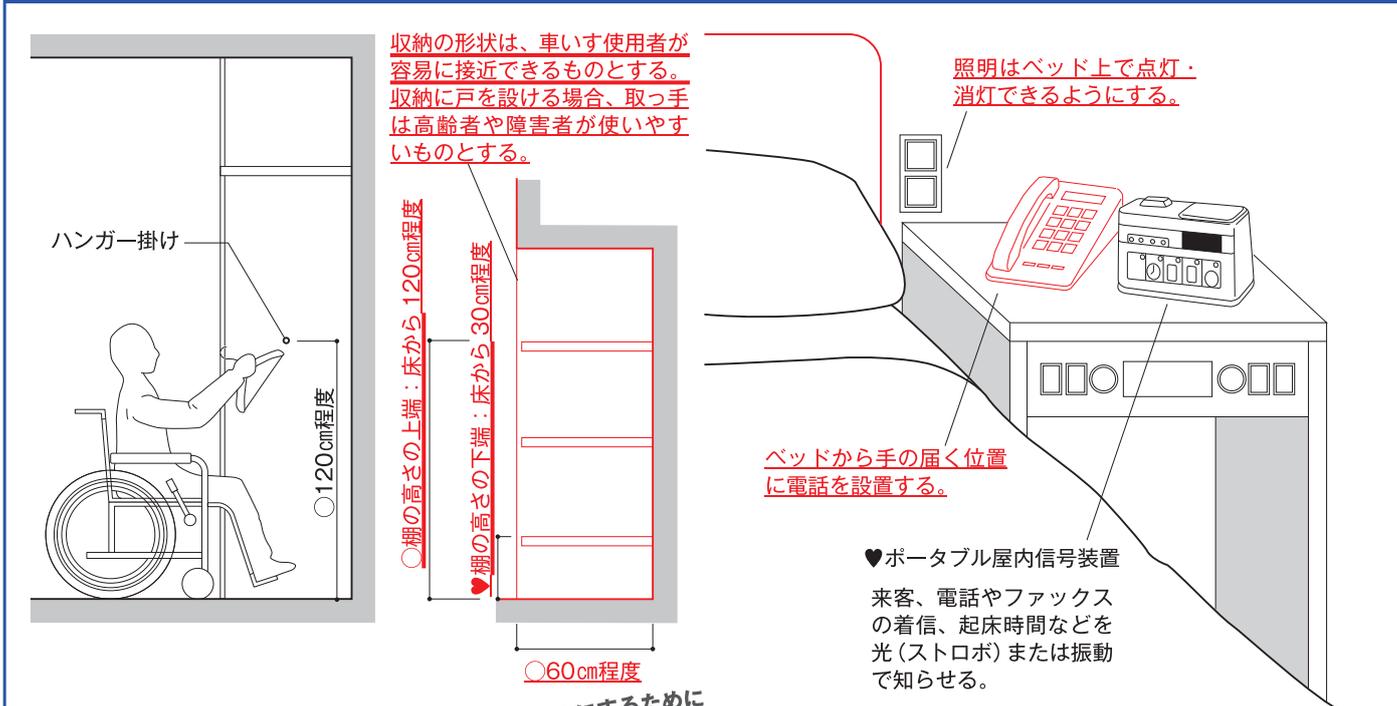


Ⅱ マニュアル編

(1) 指定施設整備基準
 建築物移動等円滑化基準

ア 共同住宅以外

図11-5 クローゼット、屋内信号装置の整備例



11

ホテル又は旅館の客室

全ての人が使いやすい施設にするために

聴覚障害のある方からは、

- ・客室とフロントとのやり取りは電話が多いので、メール等視覚表示によりやり取りできると良い。
- ・ホテルの利用案内ビデオには字幕を入れてほしい。

などの声があります。

緊急時にどのようにやり取りするのかを考える必要もあります。振動等によって緊急事態を知らせる方法もあります。様々な工夫により、利用する人にとって安全で快適な環境づくりが求められています。



ホテル又は旅館のさらなるバリアフリーの促進①

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行者が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

車いす使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって魅力ある車いす使用者用客室や、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることにより、稼働効率の良い客室配置が可能となります。

一般客室については、は、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫例

課題	対応の工夫例
●ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない	→ 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする
●ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない	→ スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする
●客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない	→ 出入口の幅を 80cm 以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする
● <u>客室の中に段差があり、車いすが室内を移動できない</u>	→ <u>据え置きスロープを設置することで、車いすでの室内移動を可能にする</u>

その他にも、車いすを動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保できるよう工夫することが重要です。
また、一般客室に至る経路においても、段差がないことが望まれます。

車いす使用者の声

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。
予約時に客室や施設全体のバリアフリー情報がわかると、事前に使い勝手がわかり、どこに泊まるか選びやすいです。



災害時への配慮

わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分に考慮し計画に組み込んでおく必要があります。一番の基本は、高齢者、障害者を含む全ての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画となるよう注意しましょう。

情報提供

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかるように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知できないことがあり、音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

（総務省消防庁：2016年9月通知）

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

<主な内容>

○大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。

○天井の高い場所では、床から 10メートル以内の位置への設置が望ましい。

○光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

また、緊急時にもコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいように高さに配慮します。大きめの文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認しておく必要があります。

次に、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておく必要があります。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。



一時待避スペースの例

※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」

（総務省消防庁：2018年3月）

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施

福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

1 趣旨

平成 30 年 3 月、バリアフリー法に基づく、交通バリアフリー基準（※ 1）とガイドライン（※ 2）が改正されました。これに伴い、国の改正内容と整合性を図ること、また本市における運用上の課題を改善することを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）の見直しを平成 30 年 12 月から専門委員会において検討してきましたが、改正案がまとまりましたのでご報告します。

※ 1... 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

※ 2... 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）

○検討の進め方

整備基準について改正したのち、施設整備マニュアル「公共交通機関の施設編」（以下「マニュアル」といいます。）の見直し検討を行います。

なお、これまでの専門委員会では、整備基準の改正に加え、マニュアル改正にかかる内容も並行して検討しています（運用上追加した方がよい内容、専門委員会でのご意見等）。

2 主な改正概要

交通バリアフリー基準の改正で示された、「便所」「バリアフリールート」「エレベーター」の項目を中心に検討しました。

項目別の整備基準の主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 便所
① 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを前提とした現行整備基準の構成から、 <u>多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更</u> します。 【別紙 1 (1)、(2)】
② <u>乳幼児用設備の設置を新たに基準化</u> するとともに、おむつ交換台の設置場所を便房内に限定しないこととします。 【別紙 1 (3)】
③ 便所の男女別及び構造を <u>音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化</u> します。 【別紙 1 (6)】

(2) バリアフリールート

- ① 公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によってバリアフリールートが構成されることがわかるよう、整備基準の項目として追加します。
【別紙 2-1 (1)】
- ② 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。
【別紙 2-1 (2)、(3)】
- ③ 線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その 各側にそれぞれバリアフリールートを設けることを例外規定とあわせて基準化します。
【別紙 2-2 (1)、(2)】
- ④ 同一事業者間の 乗り継ぎルートの1以上をバリアフリー化することを基準化します。
【別紙 2-3 (1)】
- ⑤ 主要な乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。
【別紙 2-3 (2)、(3)】

(3) エレベーター

鉄道駅等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化します。

【別紙 3】

なお、これまでの専門委員会でご議論いただいた内容として、整備基準の改正案と、今後マニュアルへの記載を検討する事項を資料5別紙にまとめています。

3 今後のスケジュール（予定）

今後、改正整備基準の内容について市民意見公募を実施します。いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、専門委員会及び推進会議委員にご了解いただいた上で、改正整備基準を確定します。

元年度	11月19日	第44回福祉のまちづくり推進会議 推進会議の委員にご了解いただいた上で、改正整備基準の素案確定
	12月	改正整備基準の市民意見公募実施（約1か月間）
	1月	第4回専門委員会（公共交通の検討として5回目） マニュアル見直しの検討開始
	2月	改正整備基準 公布
2年度	4月～6月	専門委員会を数回程度開催
	8月	第45回福祉のまちづくり推進会議 マニュアルの検討状況を報告
	10月	第〇回専門委員会 改正マニュアルの素案の案確定
	11月	推進会議の委員にご了解いただいた上で、改正マニュアルの素案確定 改正マニュアルの市民意見公募実施（約1か月間）
	12月	第〇回専門委員会 マニュアル原案確定
	1月	改正整備基準施行 改正マニュアル発行

整備基準の改正内容（公共交通機関の施設）

・**整備基準（改正箇所）**：
 今回の改正に関わる内容。専門委員会委員の了承済み
 ・（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例：
 これまでの専門委員会検討した内容のうち、マニュアルへの記載について検討している内容

1 便所

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
<p>(1) 整備基準の構成の変更 ①（図1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行整備基準の構成から、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更します。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の改正 本市「建築物」整備基準との整合
<p>【図1】利用者の集中を解消する整備例（配置イメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(解消前)</p>  <p>多機能トイレに設備が集中している</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>(解消後)</p>  <p>車いす利用者が利用可能</p> <p>一般便所に広めの便房を設け、一部の車いす利用者でも利用できる便房を増やす</p> </div> </div>		
<p>(2) 整備基準の構成の変更 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行整備基準の構成は、便所全体に関する整備基準が2つの項目に分かれて規定されているなど、参照すべき条文がわかりにくいいため、機能毎に整備基準の構成を組み替えます。（本市建築物整備基準と同様） 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用上の課題 本市「建築物」整備基準との整合

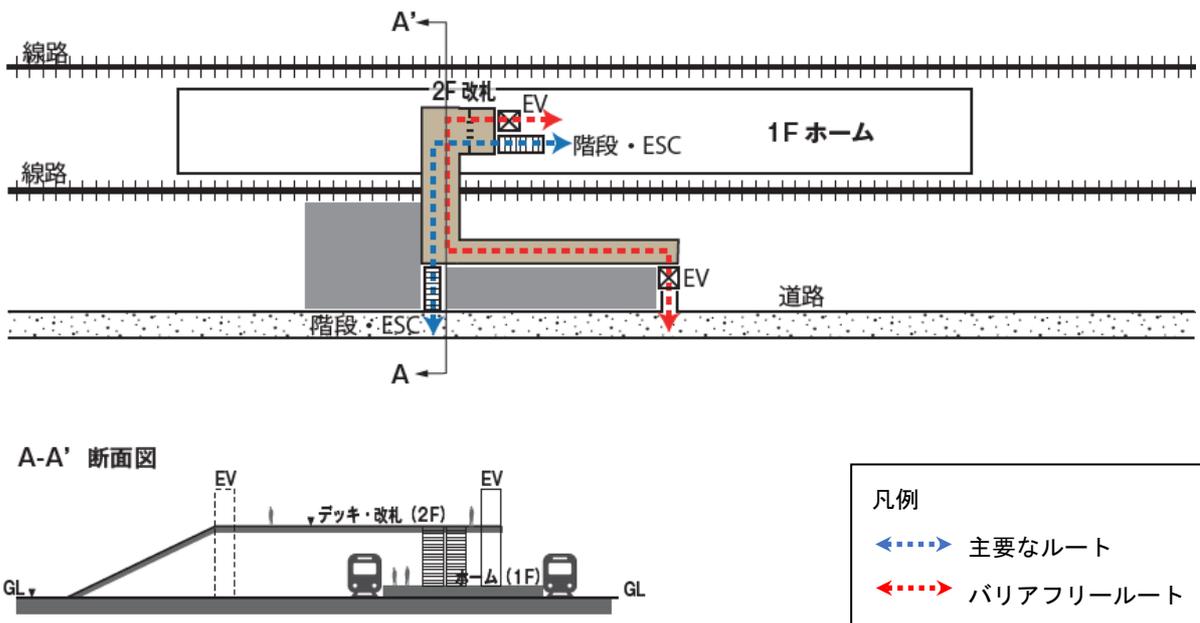
整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する 内容例	整備基準改正の 主な理由
<p>(3) 乳幼児連れ用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を新たに基準化します。 ・おむつ交換台は、1以上の便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上）における設置を基準化します。 （設置場所は便房内に限定しない規定とします） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト例等を記載します。 ・配慮事項を記載します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■記載事項（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便房外に設置する際のプライバシーへの配慮 ・便房内に設置する際は、便房内に空間を確保 </div>	<p>運用上の課題</p>
<p>—</p>	<p>大きめのシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい整備として記載します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■記載項目（案）</p> <p>利用できる便房の選択肢を増やし、利用者の集中を解消するため、車いす使用者用便房には大きめのシート、男女トイレにはおむつ交換台をそれぞれ設置することが望ましいこと</p> </div>	
<p>(4) 乳幼児連れ用設備の案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児連れ用設備を設けた便所及び便房出入口の案内表示を、新たに基準化します。 	<p>—</p>	<p>運用上の課題</p>
<p>(5) 専用水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行整備基準では、オストメイト対応設備としての水洗器具の仕様を指定していませんが、専用水栓を1以上設置することを基準化します。 	<p>—</p>	<p>本市「建築物」整備基準との整合</p>
<p>(6) 視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者にわかるように、便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルにどのように記載するか（音声）、点字のいずれを推奨するかなど）は、当事者団体のご意見を聞きながら検討します。 	<p>運用上の課題</p>

2 バリアフリールート

2-1 バリアフリールートの整備

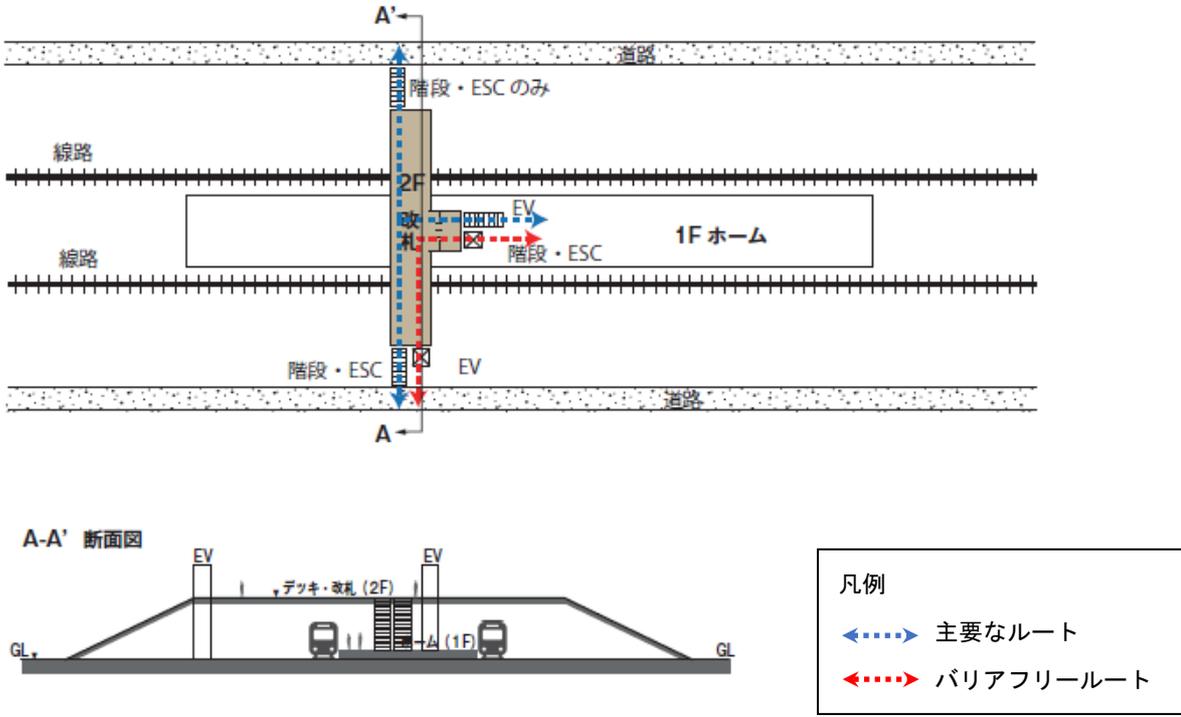
整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
<p>(1) バリアフリールートに関する整備基準の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行整備基準では、バリアフリールートの考え方が個別の整備項目（出入口、通路など）に分散していますが、公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によってバリアフリールートが構成されることがわかるよう、明文化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なルートをバリアフリー化すること（＝主要なルートとバリアフリールートを一致させること）が原則であることを記載します。 	<p>運用上の課題</p>
<p>(2) 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準 ①（図2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該整備基準が適用される工事を限定することを記載します。 <p>（バリアフリールートの見直しには、大規模かつ広範囲な工事を伴うため、工事の規模やその内容で対象となる工事を限定）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■対象工事の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設 ・バリアフリールートの新設・変更 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・機能の担保について記載します。 <p>（主要なルートとバリアフリールートとで、享受できる利益に差がないようにする必要のあることを記載）</p>	<p>国の改正</p>

【図2】主要なルートとバリアフリールートが一致していない駅の例



整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
<p>(3) 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の際、長さの差をできる限り小さくした経路であることを、書面により説明することを基準化します。 <p>（「できる限り」の定義が曖昧で個別性が高く、駅ごとに丁寧に判断する必要があるため、図面等を用いて説明を求めることを基準化）</p>	<p>—</p>	<p>国の改正</p>
<p>—</p>	<p>緊急時の段差解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時を考慮し、階段を避難する際に段差解消を支援する設備や器具を設置し、人的対応とあわせて緊急時の避難ルートを確保することが望ましい対応であることを記載します。 ・一時的な安全を確保するための避難区画や一時退避スペースを確保することが望ましい整備であることを記載します。 	

2-2 バリアフリールート of 複数整備

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
<p>(1) 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ①（原則として全ての駅）（図3参照）</p> <p>・線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールートを設定することを基準化します。</p> <p>（対象となる駅は、線路・水路等を挟んだ各側に出入口がある、全ての鉄道駅）</p>	<p>・当該整備基準が適用される工事を限定することを記載します。</p> <p>（バリアフリールートの見直しには、大規模かつ広範囲な工事を伴うため、工事の規模やその内容で対象となる工事を限定）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■対象工事の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設 ・バリアフリールートの新設・変更 </div>	<p>国の改正</p>
<p>【図3】線路の両側に出入口がある駅の例（改札口1つ、出入口2つ）</p>  <p style="text-align: center;">A-A' 断面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>凡例</p> <p>←---→ 主要なルート</p> <p>←---→ バリアフリールート</p> </div>		
<p>(2) 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ②（例外規定）</p> <p>・鉄道駅の規模、出入口の設置状況や、鉄道駅の利用の状況等を勘案して利便を著しく阻害しない場合は、上記の規定の対象外とすることを基準化します。</p>	<p>・例外規定を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■以下の要件のいずれかを満たす場合、例外規定が適用</p> <p>ア 線路が3線以下の規模</p> <p>イ 利用状況は、1日あたりの乗降人数が10万人未満</p> <p>ウ 出入口の設置状況が、バリアフリールートを構成する出入口から、線路等を挟んだ各側へ容易に移動できる場合</p> </div> <p>・例外規定に該当する場合であっても、地域のニーズがある場合には、複数整備が望ましいことを記載します。</p>	<p>国の改正</p>

2-3 乗り継ぎルートของバリアフリー化

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
(1) 同一事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化 ・同一事業者間の乗り継ぎルートの1以上をバリアフリー化することを基準化します。	—	国の改正
(2) 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ① ・主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合には、長さの差をできる限り小さくすることを基準化します。	—	国の改正
(3) 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ② ・長さの差をできる限り小さくした経路であることを、事前協議の際に書面による説明を求めることとします。	—	国の改正
—	他事業者間の乗り継ぎルート ・他事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化を望ましい整備として記載します。	

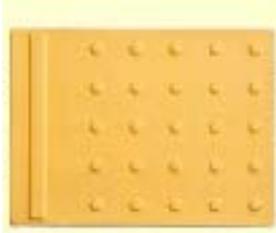
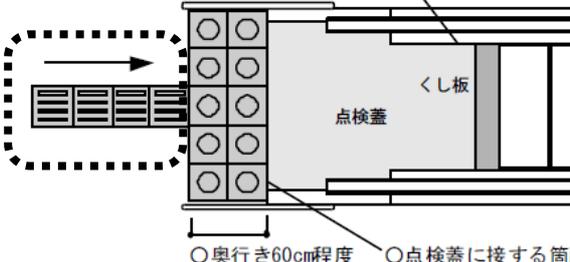
3 エレベーター

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由																																		
<p>鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化します。</p>	<p>・エレベーターの大きさを決める際に参照とする表及び「優先マーク」の設置推進について記載します。（図4参照）</p>	<p>国の改正</p>																																		
<p>【図4】エレベーターの大きさを決める際に参照とする表及び「優先マーク」の例</p> <p><エレベーターの大きさ></p> <table border="1" data-bbox="233 555 1150 1095"> <thead> <tr> <th>最大定員 [人]</th> <th>かごの内法 幅 [cm]</th> <th>かごの内法 奥行き [cm]</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>140</td> <td>135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>160</td> <td>135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>160</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td>180</td> <td>150</td> <td rowspan="2">Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>180</td> <td>170</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>200</td> <td>175</td> <td rowspan="2">Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容</td> </tr> <tr> <td>215</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>必要に応じて、上記以上の大きさも考慮することとしています。</p> <p><優先マークの例></p> <div data-bbox="220 1223 611 1382" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">優先エレベーター</p>  <p style="text-align: center;">必要とされる方に、おゆずりください</p> </div>			最大定員 [人]	かごの内法 幅 [cm]	かごの内法 奥行き [cm]	備考	11	140	135		13	160	135		15	160	150		17	180	150	Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容	200	135	20	180	170		200	150	24	200	175	Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容	215	160
最大定員 [人]	かごの内法 幅 [cm]	かごの内法 奥行き [cm]	備考																																	
11	140	135																																		
13	160	135																																		
15	160	150																																		
17	180	150	Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容																																	
	200	135																																		
20	180	170																																		
	200	150																																		
24	200	175	Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容																																	
	215	160																																		
—	<p>・電動車いす使用者が乗降ロビーから転落した事故の事例を掲載します。</p>	<p>運用上の課題</p>																																		
—	<p>・電動車いすが回転できる広さ（幅 180 cm以上、奥行き 180 cm以上）を確保することを望ましい整備として記載します。</p>																																			
—	<p>・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な手段を設けることを記載します。</p>																																			

4 案内表示

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
整備基準の項目の表記を「案内 標 示」から「案内 表 示」に変更します。	—	本市「建築物」整備基準の表記との整合
—	バリアフリールート の明示 ・バリアフリールートをわかりやすく明示することを記載します。	
—	案内表示の共通化・連続化 ・出入口をバリアフリー化した場合には、隣接する施設の設置管理者と協議の上、案内表示の共通化及び連続化を図り、利用者が混乱しないように案内を行うことを記載します。 ・他の事業者や公共交通機関への乗り継ぎルートも同様とします。	
—	サイン統一 の取組事例 ・他の事業者や公共交通機関の施設とのサイン統一の取組事例を参考として、記載を検討します。	
—	視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備 ・施設の構造を音や点字等の方法で示す設備について、マニュアルでどのように記載するか（音（音声）、点字のいずれを推奨するかなど）は、当事者団体のご意見を聞きながら検討します。	
—	緊急時の案内設備 ・視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声・文字表示によって提供できる設備を備えることを、望ましい整備として記載します。	
—	遅延や振替輸送に係る情報の提供 ・遅延に係る情報及び運休に伴う振替輸送に係る情報の提供について記載します。	
—	その他の対応 ・ピクトグラムに関する JIS 規格（JIS Z8210）を掲載します。	

5 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

整備基準（改正箇所）	（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
—	<p>内法線付き誘導用ブロック（図5参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS 規格（JIS T9251）の改正により、規格に内法線付き誘導用ブロックが加わりました。内法線付き誘導用ブロックは、既に本市マニュアルで「望ましい整備」として記載していますが、改正後の JIS 規格と位置づけを揃えます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【図5】内法線付き誘導用ブロック</p>  </div>	
—	<p>エスカレーター前の誘導（図6参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーターに誘導する誘導用ブロックを敷設する場合の条件を記載します。（国の改正と同様） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■条件（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り口方向のみに敷設する。 ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのものに敷設をする。 ・ 乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【図6】</p> <p><エスカレーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎音声により行き先及び上下方向を伝える ○十分に聞き取りやすい音量、音質とする  </div>	
—	<p>誘導用ブロックの敷設方法例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導用ブロックの敷設方法の例示を充実させます。 <p>（例）可動式ホーム柵が設置されているホーム縁端部</p>	

6 工事期間中の配慮

整備基準の内容	(参考) マニュアルへの記載を検討する内容例	整備基準改正の主な理由
—	工事の内容等の情報提供 ・工事期間中における工事の内容等について、音声情報や文字情報等複数の手段で情報提供することが望ましいことを記載します。	
—	工事期間中に情報提供することが望ましい内容 ・情報提供することが望ましい内容を記載します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ■内容案 ・工事名称、工事主体、工事箇所、工事期間の目安 ・迂回路、移動等円滑化された迂回路（困難な場合は段差解消手段） ・トイレを工事する場合、代替となるトイレの位置 </div>	

車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置について

歩道と横断歩道の接続部に車止めと視覚障害者誘導用ブロックを設置している箇所において、両者の位置関係が明確でないことから誘導用ブロックが基準を満たしていないケースがあります。このため、交差点における車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置について考え方をまとめました。

- ① 車止めと視覚障害者誘導用ブロックが重ならないように設置する
- ② 基準では歩車道境界の段差と点状ブロックの間隔は30cm程度だが、車止めと重複する場合には、点状ブロックを後退させ、できるだけ車止めに寄せて2列配置する
- ③ 視覚障害者の方の導線確保のため、線状ブロックを結んだ中心線から左右75cmの範囲には車止めを設置しない
- ④ 横断歩道へ誘導する線状ブロックは、対岸の線状ブロックと正対するよう配置し、また原則として横断歩道の中心線を通るよう敷設する

写真1のように車止めと視覚障害者誘導用ブロックが重なる現場も見られます。



写真 1

写真2が上記の考え方で対応した現場になります。



写真 2

横浜市内の交差点 256 か所において 緊急一斉点検を実施します！

5月8日に滋賀県大津市において、自動車同士の接触事故に巻き込まれる形で園外活動中の保育園児2名が亡くなるという、非常に痛ましい事故が発生しました。

横浜市では平成21年6月に都筑区において同様の事故が発生しましたが、事故後の対応を含め、これまで交差点における安全対策を行ってきています。

今回の事故を受け、横浜市としては、市内で同様の事故による被害が発生しないためにも、**横浜市独自の基準で抽出した交差点 256 か所において、緊急一斉点検を実施**し、さらなる安全確保につなげていきます。

1 緊急点検対象交差点の抽出の視点

緊急点検を実施する交差点を抽出するにあたり、下記の2つの視点から抽出を行いました。

① 『事故発生』の視点

過去に事故発生件数の多い信号交差点では、今後も継続的に事故が発生する可能性があるため、優先的に安全対策が必要

② 『歩行者密集』の視点

歩行者が多く集まる信号交差点では、歩行者を巻き込んだ交通事故が発生する可能性が高いため、優先的に安全対策が必要

2 緊急点検対象交差点の抽出フロー

歩行者が多く滞留する場所として信号交差点を基本とし、下記のフローで抽出を行い、緊急点検を実施する交差点 256 か所を抽出しました。



3 今後の進め方

6月中に緊急点検を実施し、安全対策が必要と判断した交差点については、警察と連携して対策内容を検討し、対策を順次実施していきます。

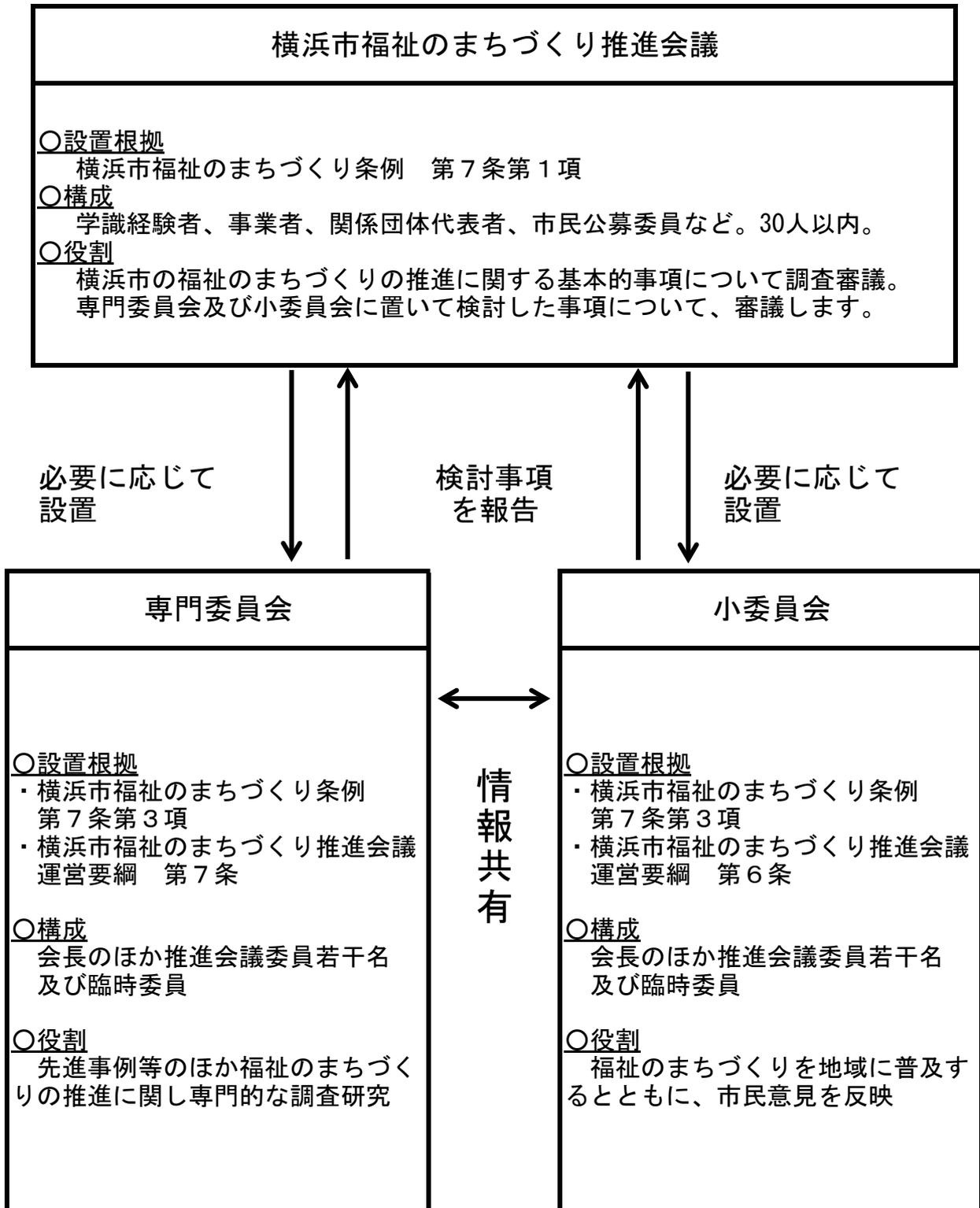
また、今回の緊急一斉点検以外にも、市内の保育・教育施設や各小学校のスクールゾーン対策協議会等から要望のあった交差点についても、点検および対策の検討を行っていきます。

お問合せ先

道路局施設課長 安達 秀昭 Tel 045-671-3557

横浜市福祉のまちづくり推進会議について

◆横浜市福祉のまちづくり推進会議 構成図



○横浜市福祉のまちづくり条例

平成24年12月28日

条例第90号

横浜市福祉のまちづくり条例をここに公布する。

横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議(第7条—第11条)

第3章 基本的施策(第12条—第18条)

第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模(第19条・第20条)

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

第1款 建築物移動等円滑化基準(第21条—第24条)

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準(第25条—第27条)

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備(第28条—第38条)

第4節 車両等及び住宅の整備(第39条・第40条)

第5章 雑則(第41条・第42条)

附則

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等を含む全ての人々が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備することをいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。ただし、第22条から第24条までにおいては、法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- (3) 一般都市施設 病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 指定施設 一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
 - 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

- 第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(設置)

- 第7条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

(組織)

- 第8条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 事業者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第3章 基本的施策

(指針の策定)

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

- 2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 福祉のまちづくりに関する目標
 - (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
 - (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
- 3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関して事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

- 2 市は、事業者及び市民が行う福祉のまちづくりに関する調査及び研究について支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市長は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり重点推進地区)

第17条 市長は、福祉のまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を福祉のまちづくり重点推進地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、福祉のまちづくり重点推進地区を指定するときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(市民参画の確保)

第18条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとする。

第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第19条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校(令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。)

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。)

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。)

(特別特定建築物の建築の規模)

第20条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条(第2号を除く。))に規定する特定建築物を含む。以下この条において同じ。)の建築の規模は、別表(あ)欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表(い)欄に掲げる数値であることとする。

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

第1款 建築物移動等円滑化基準

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第21条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、建築物特定施設について規則で定める構造及び配置に関する事項とする。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物(第19条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)にすることを含む。第1号において「増築等」という。)をする場合には、前条の規定により規則で定める事項については、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第23条 第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(適用除外)

第24条 第19条から第22条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

(整備基準)

第25条 市長は、一般都市施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設に関する整備基準(以下「一般都市施設整備基準」という。)は、通路及び出入口の構造に関する事項その他高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となる事項について、当該一般都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

3 指定施設に関する整備基準(以下「指定施設整備基準」という。)は、次に掲げる事項について、当該指定施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

(1) 通路の構造及び配置

(2) 出入口の構造及び配置

(3) 廊下等、階段、傾斜路及びエレベーターその他の昇降機の構造及び配置

(4) 便所及び駐車場の構造及び配置

(5) 客室及び浴室、シャワー室又は更衣室の構造及び配置

(6) 歩道の構造及び配置

(7) 標識、案内設備及び警報設備の構造及び配置

(8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となるものの構造及び配置

(整備基準の遵守)

第26条 一般都市施設の新設又は改修(建築物にあっては、建築(用途の変更をして一般都市施設にすることを含む。))又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。附則第8項において同じ。)をしようとする者は、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準を、指定施設にあっては指定施設整備基準を遵守しなければならない。ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

(既存施設の整備)

第27条 この款の規定の施行の際現に存する一般都市施設(以下「既存施設」という。)を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

(事前協議)

第28条 指定施設の新設又は改修(建築物にあっては、建築(用途の変更をして指定施設にする場合を含む。))又は建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の様替をいう。第36条において同じ。)をしようとする者(以下「指定施設整備者」という。)は、第25条第3項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る指定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第29条 前条第1項による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第30条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、当該指定施設について、第28条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、指定施設整備基準に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第31条 市長は、前条第1項の検査の結果、第29条の規定による届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、それを証する証票(以下「指定施設整備基準適合証」という。)を当該届出をした者に交付するものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設を所有し、又は管理する者は、当該一般都市施設を一般都市施設整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一般都市施設整備基準に適合していることを証する証票(以下「一般都市施設整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。この場合において、当該一般都市施設を指定施設整備基準にも適合させたときは、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付も請求することができる。

3 指定施設を所有し、又は管理する者は、当該指定施設を指定施設整備基準に適合させたとき(第1項の場合を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付を請求することができる。

4 市長は、前2項の規定による請求があった場合において、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準(第2項後段に規定する場合においては、指定施設整備基準)に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者に対し、それぞれ一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証を交付しな

なければならない。

(表示板の交付及び掲示)

第32条 市長は、高齢者、障害者等の整備基準に適合している一般都市施設の利用を促進するため、一般都市施設のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者に、規則で定めるところにより表示板を交付するものとする。

2 前項の規定による表示板の交付を受けた者は、当該表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(維持保全)

第33条 第31条第1項及び第4項の規定により交付を受けた一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証に係る施設を所有し、又は管理する者は、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を所有し、又は管理する者に対し、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全の状況について、必要な報告を求めることができる。

(既存指定施設に関する調査及び報告)

第34条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるものを所有し、又は管理する者に対し、当該既存施設のうち指定施設であるものが指定施設整備基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第35条 市長は、第33条第2項又は前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第36条 市長は、第28条第1項の規定による協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着手した者に対して、期限を定めて、当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、指定施設整備者の指定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、指定施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該指定施設整備者に対し、指定施設整備基準を勘案して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

る。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(立入調査)

第38条 市長は、第28条第2項、第30条、第31条第1項及び第4項、第32条第1項、第33条第2項並びに第34条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は一般都市施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該施設に立ち入らせ、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第4節 車両等及び住宅の整備

(車両等の整備)

第39条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第40条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第5章 雑則

(手数料)

第41条 第24条の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、返納しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成25年7月規則第67号により平成26年1月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第28条第1項の規定による協議をしようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により協議を行うことができる。

(横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の廃止)

- 3 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(平成16年10月横浜市条例第51号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第8条第2項の規定により任命されている委員は、新条例第8条第2項の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第9条第1項本文の規定にかかわらず、規則で定める日までとする。

- 5 旧条例第12条の規定により策定された推進指針は、新条例第12条の規定により策定された推進指針とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

- 7 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

- 8 この条例の施行の際現に工事中の一般都市施設の新設又は改修については、新条例第25条から第38条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

別表(第20条)

(あ)特別特定建築物	(い)床面積の合計
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	
集会場(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類す	

るもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所(地方公共団体が設置するものに限る。)	
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
遊技場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
学校	1,000平方メートル
集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
公衆浴場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	

(備考) 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、いかなる規模であっても建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

制定 平成9年7月15日（局長決裁）

最近改正 令和元年11月19日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）（平成24年12月28日横浜市条例第90号）第7条に規定する横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

（会議等）

第2条 推進会議は会長が招集する。

2 推進会議は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議の公開）

第3条 推進会議は、公開とする。

2 推進会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で10人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（会議の非公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により推進会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により推進会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 推進会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

（普及・啓発）

第5条 推進会議は、必要に応じ、福祉のまちづくりの普及・啓発のため、講演会等を開催することができる。

（小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 小委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 小委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

6 小委員会は、委員長が招集する。

7 小委員会は、第1項の目的のために、福祉のまちづくりに関する事務局への助言を行うことができる。

8 小委員会の委員は、第1項の目的を達成するため次に掲げる事項を積極的に行わなければならない。

(1) 事業者及び市民が地域で実施する福祉のまちづくりをテーマとする懇談会などへの参加

(2) 市が実施する福祉のまちづくりに関する障害者団体等との意見交換会への参画

(3) 第5条で規定する講演会等の企画、運営に関すること

(専門委員会)

第7条 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うため、条例第7条第3号に定める専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 専門委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 専門委員会は、会長をもって委員長とし、副委員長を1人置く。

5 専門委員会は、委員長が招集する。

6 第1項の調査研究等とは、次に掲げる事項とする。

(1) 福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討

(2) 専門性の高い特別な事項の検討及び調査研究

(3) 福祉のまちづくりに関する事務局への助言

(バリアフリー検討協議会の設置)

第8条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）第25条に定める基本構想について、専門的な見地から意見を聴取するため、推進会議に関連する懇談会として、バリアフリー法第26条に定める「横浜市バリアフリー検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の庶務は道路局計画調整部企画課に置き、組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成9年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

平成28年度～32年度

横浜市福祉の まちづくり推進指針

横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、
助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり

ヨコハマがめざすまち

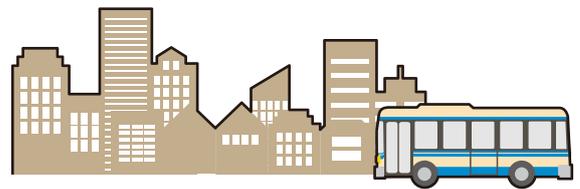
ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを
みんなで進め、そのよさを次世代につなげることのできるまち



ソフト (思いやりの啓発・教育)の目標

みんなが互いに理解し、互いに助け合う、
人のやさしさにあふれたヨコハマ

思いやりやゆずりあいの気持ちを育てる
ことが大切です



ハード (建物・乗り物・設備等の整備)の目標

みんなが安全に安心してまちを移動し、
さまざまな施設を利用できるヨコハマ

建物や道路、電車、バスなどのバリアフ
リー化が必要です

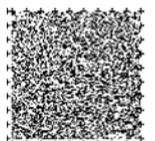


「横浜市福祉のまちづくり推進指針」は、福祉のまちづくりに
関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本となる
ものです。

このリーフレットは横浜市福祉のまちづくり推進指針の概
要版です。詳細版はホームページでもご覧になれます。

横浜市福祉のまちづくり推進指針

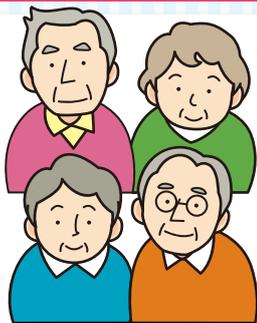
検索



横浜市を取り巻く **社会状況**

高齢化の進行

平成37年(2025年)には市内人口の26.1パーセントが65歳以上の高齢者になる見込みです。



家族の形態の変化

核家族化が進み、地域での交流や支え合いがますます必要とされます。



東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成32年(2020年)には多くの外国の方や障害のある方が訪れます。また、平成31年(2019年)にはラグビーワールドカップの決勝戦が横浜で行われる予定です。



「福祉のまちづくり」を進めるための **4つの取組の柱**

取組
1

啓発

福祉のまちづくりに関する
啓発・教育の推進

取組
2

情報

必要な人に必要な情報が届く
仕組みと地域のつながり

取組
3

協働

福祉のまちづくりの
新しい担い手との協働

取組
4

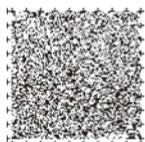
参加

利用者参加による
多様な施設のバリアフリー

福祉の
まちづくり

次のページから
4つの取組と地域での
取組事例を
紹介します

市民の皆さんをはじめ、あらゆる立場の人が、学校や地域などさまざまな場所で取組を行うことが重要です



取組
1

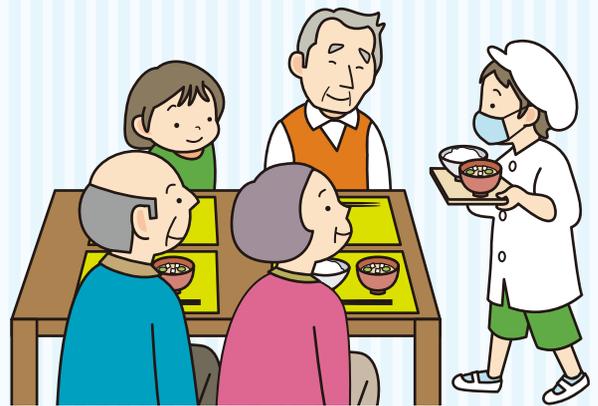
福祉のまちづくりに関する 啓発・教育の推進

- 社会には、高齢者・障害者・子育て中の人・外国人など、さまざまな人が共に暮らしています。
- それぞれの状況と必要な支援をさまざまな機会を通じて学習し、お互いに思いやりやゆずりあいの気持ちを持つことが重要です。

小学生のボランティア活動

新栄地域ケアプラザ(都筑区)では、一人暮らしの高齢者を対象とした昼食会で、地元の小学校の4～6年生のボランティアがお手伝いをしています。

地域ケアプラザでは、ボランティア活動のさまざまなお手伝いをしています。
興味のある方はお近くの地域ケアプラザまで。



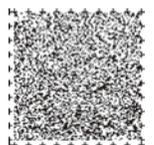
高校での福祉教育

鶴見区知的障害児者親の会「ひよこ会」が、鶴見総合高校の福祉科目を受講している生徒を対象に講座を行っています。
障害児の親から直接話を聴くことで、より障害への理解が深まっています。



精神障害への理解を深める

NPO法人横浜市精神障害者家族連合会では、精神障害者やその家族を支援するため、一般市民を対象に、「市民メンタルヘルス講座」や「市民精神保健福祉フォーラム」を開催し、精神障害者の家族支援についての医師の講演や、映画の上映会等を行っています。

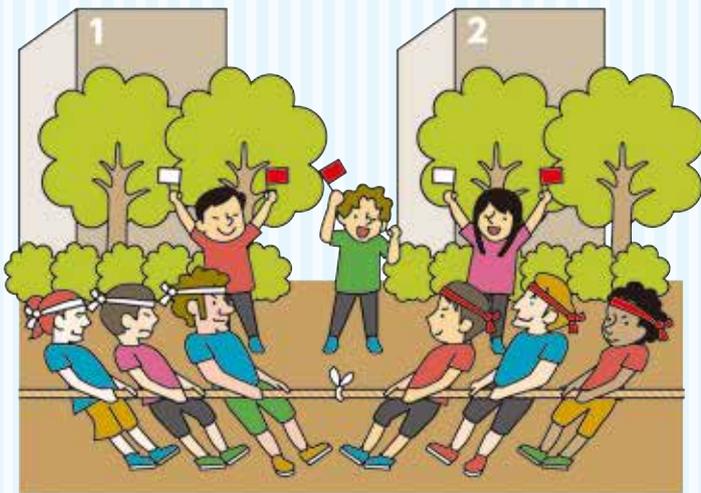


必要な人に必要な情報が届く 仕組みと地域のつながり

- 誰にでも分かりやすい情報を発信し、誰もが必要な情報を入手できる仕組みが必要です。
- 地域の交流拠点や活動場所を利用して、情報提供することも可能です。

コミュニケーションボード

コミュニケーションが苦手な知的障害や自閉症がある人などが、ボードに書いてあるイラストを示すことで意志を伝えることができる道具です。お店用、駅用、病院用、災害用があります。



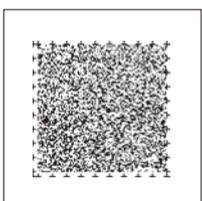
いちょう団地における多文化交流

住民の2割が外国籍の県営いちょう団地（泉区）では、言語や文化、生活習慣の異なる中、お互いを尊重しながら生活するために清掃活動、スポーツ大会、子どもイベント、防災訓練など、住民同士の交流を行い、顔の見える関係づくりに努めています。

港北区の子育て応援隊

子育て当事者グループ「こうほくnet ほいっぷ」が「子育てを応援したい」という意思表示をするためのバッジを作りました。

手助けをしてもらいたいお母さんたちが、声をかけやすくなる取組です。



福祉のまちづくりの 新たな担い手との協働

- 市民・事業者・行政が一体となって協力し、福祉のまちづくりを行って
いく必要があります。
- さまざまな事業者や企業等が福祉のまちづくりに取り組むことで、
就労をはじめとする、障害者の社会参加につながります。

よこはまシニアボランティアポイント事業

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行うとポイントがつき、貯まったポイントを寄付・換金できる仕組みです。新たなボランティアの担い手になるとともに、高齢者の社会参加につながっています。

地域の
いろいろな人と
知り合えたよ



健康づくり
にもなるね



地域と障害者の交流

精神障害の方が働いている栄区のパン屋ではパンの作成・販売を通じて、地域との交流を図っています。地元の小学校の開校40周年の際には、小学生がデザインした「40周年パン」を作りました。

障害者地域作業所などでは、パンやお菓子の他、雑貨や工芸品なども作成・販売しています。みなさんもお近くのお店で買ってみませんか？

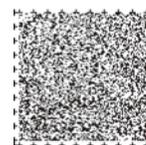
認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうための講座です。認知症サポーターには認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）をつけてもらいます。学校や自治会・町内会、最近では、銀行やスーパーなどでも、この研修を行っています。

私たちも
受けました



横浜市の認知症サポーターは**17万人を超えています**。(平成27年12月末時点)



利用者参加による 多様な施設のバリアフリー

- 建築物等のバリアフリー化を進めています。
- 施設整備等の際に利用者の意見を取り入れ、誰もが使いやすい施設や住みやすいまちが増えていきます。

公共施設のバリアフリー化

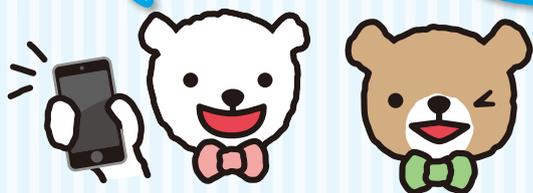
多くの人が利用する施設や建築物等について、高齢者・障害者等が安全に利用できるように、バリアフリー化を推進しています。駅のホームからの転落や列車との接触事故防止などを目的とした安全対策のひとつとしてホームドアの設置を進めています。



トイレについての情報提供～Check A Toilet(チェックアトイレット)

「チェックアトイレット」
で検索

トイレ情報の
投稿を
待ってるよ

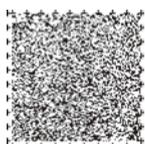


NPO法人Checkでは、インターネット上で車いす対応トイレやベビーベッド、授乳室などの情報を提供するサイトを運営しています。学生をはじめとするさまざまなボランティアがスマートフォンなどを使って、トイレの情報を提供しています。

ベビーカーマーク

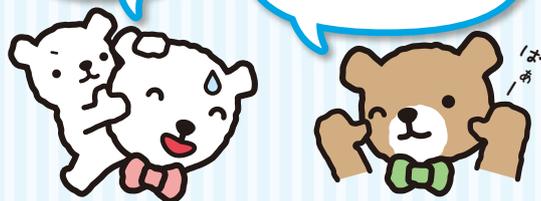
子どもの安全を守り、子育て世代に利用しやすい環境を作ることを目的に、「ベビーカーマーク」が作成されました。市内の公共交通機関でも、普及が進んでいます。

ベビーカー使用者と周囲の人がお互いに快適に過ごせるよう、ベビーカー使用者には「周囲に配慮したベビーカーの操作を心がけること」を、また、周囲の人には「ベビーカー使用者に対する気遣い・見守り・手助け」などの理解を求めています。



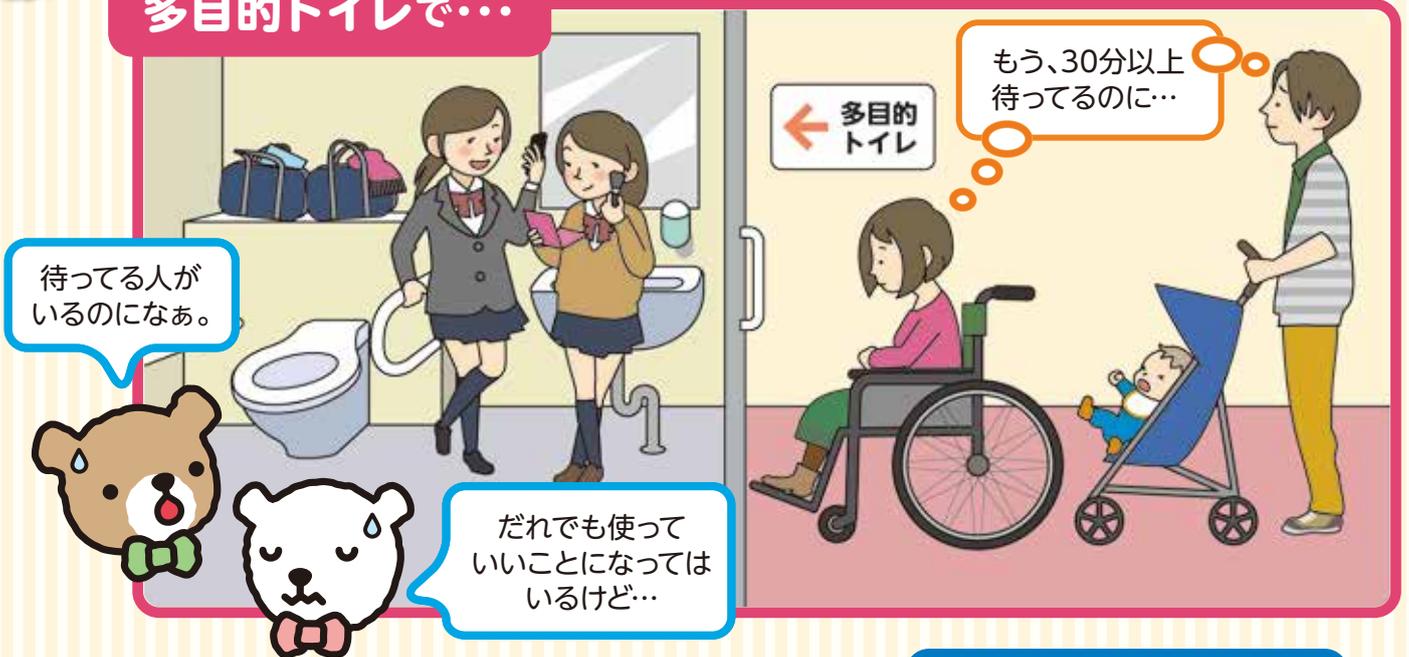
子育てって
大変だよ

お互いに
気づかえると
みんながハッピー



あなたのまわりでもこんなことはありませんか？

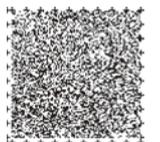
多目的トイレで…



お店の中で…



事故で電車が止まったら…



あなたのまわりでも こんなことはありませんか？

エスカレーターで…



あぶない！
ぶつかったら落ちちゃう！

エスカレーターって、
歩いたり走ったり
するものだけ？



遅れる～!!

転ばないように
手すりを…



電車・バスの座席で…

座りたいな

心臓が悪いから
立つのはつらい…



元気な人がゆずって
ほしいよな

健康そうに見えても、
障害がある人も
いるんだね



心臓や呼吸器疾患など
内部障害(見えない障害)
の人もいるんだね



地域でのボランティア活動・
福祉教育に興味がある方

横浜市社会福祉協議会
(横浜市ボランティアセンター)

問合せ先

☎ 045-201-8620
FAX 045-201-1620

福祉のまちづくり推進指針に
ついて

発行・問合せ先
横浜市健康福祉局
地域福祉保健部福祉保健課

☎ 045-671-2387
FAX 045-664-3622

